

# Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約約款

実施 平成 26 年 6 月 9 日

令和 2 年 3 月 31 日 現在

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

## 目次

第1章	総則	
	第1条	約款の適用
	第2条	約款の変更
	第3条	約款の公表
	第4条	用語の定義
	第5条	外国における取扱いの制限
第2章	Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供区間	
	第6条	Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供区間等
第3章	契約	
	第7条	契約の種別
	第8条	契約の単位
	第9条	Arcstar Conferencing 電話会議契約申込の方法
	第10条	Arcstar Conferencing 電話会議契約申込みの承諾
	第11条	その他の契約内容の変更
	第11条の2	会議IDの一時休止
	第12条	Arcstar Conferencing 電話会議契約に基づく権利の譲渡
	第13条	Arcstar Conferencing 電話会議契約者が行う Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除
	第14条	当社が行う Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除
	第15条	Arcstar Conferencing 電話会議契約に係るその他の提供条件
第4章	付加機能	
	第16条	付加機能の提供
	第17条	付加機能の廃止
第5章	利用中止等	
	第18条	利用中止
	第19条	利用停止
第6章	通信	
	第20条	通信利用の制限等
	第21条	回線による制約
	第22条	料金適用上必要な事項の測定等
第7章	料金等	
	第23条	料金
	第24条	利用料金の支払義務
	第25条	通話料金の支払義務
	第26条	手続きに関する料金の支払義務
	第27条	料金の計算方法
	第28条	割増金
	第29条	延滞利息

## 第8章 保守

第30条	契約者の切分責任
第31条	修理又は復旧の順位

## 第9章 損害賠償

第32条	責任の制限
第33条	免責

## 第10章 データ等の取り扱い

第34条	データ等の取り扱い
第35条	データの利用
第36条	データ等の削除

## 第11章 雑則

第36条の2	承諾の限界
第36条の3	サービスの廃止
第37条	利用に係る契約者の義務
第38条	個人情報の取り扱い
第39条	附帯サービス
第40条	特約
第41条	契約者に対する通知

別記  
料金表  
附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）および国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）並びに電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このArcstar Conferencing 電話会議サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりArcstar Conferencing 電話会議サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

- 2 変更後の約款の効力発生後、Arcstar Conferencing 電話会議契約者が特段の申出なくArcstar Conferencing 電話会議サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他Arcstar Conferencing 電話会議契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (約款の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>）において、この約款を公表します。

### (用語の定義)

第4条 約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信	有線、無線その他の電磁式方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受け取ること
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供すること
4 Arcstar Conferencing 電話会議サービス網	主として電話会議の用に供することを目的として、インターネットプロトコル等により符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
5 Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約	当社が提供するArcstar Conferencing 電話会議サービスを受けるための契約

6 Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約者	当社と Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約を締結している者
7 Arcstar Conferencing 電話会議サービス	当社が提供する各地点における電話機等を Arcstar Conferencing 電話会議サービス網を介して接続し、多地点間での通信を提供する電気通信サービス
8 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点及び相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
9 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
10 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
11 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者及び第16条1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（IP通信網サービス契約約款の別記に掲げる加入電話等設備に係るものに限り、）から提供を受けている都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第1項第10号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。）
12 会議 ID	Arcstar Conferencing 電話会議網を介して接続し、多地点間で通信を行うグループを識別するコード
13 IP 電話	電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第6号に定める回線
14 料金月	1の暦月の起算日（当社が Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。以下「起算日」といいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
15 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

#### （外国における取扱いの制限）

第5条 Arcstar Conferencing 電話会議サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

## 第2章 Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供区間

### (Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供区間等)

第6条 当社の Arcstar Conferencing 電話会議サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

- 2 当社は、当社が指定する Arcstar Conferencing 電話会議サービス取扱所において、サービス接続点の所在場所等を閲覧に供します。
- 3 サービス接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

## 第3章 契約

### (契約の種別)

第7条 Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る契約には、次の種別があります。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) Arcstar Conferencing 電話会議契約
- (2) 期間限定 Arcstar Conferencing 電話会議契約

### (契約の単位)

第8条 当社は、1の Arcstar Conferencing 電話会議契約者識別符号ごとに1の Arcstar Conferencing 電話会議契約（期間限定 Arcstar Conferencing 電話会議契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

- 2 前項の場合、Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、1の Arcstar Conferencing 電話会議契約につき1人に限ります。

### (Arcstar Conferencing 電話会議契約申込の方法)

第9条 電話会議契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法により Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みを行っていただきます。

- (1) Arcstar Conferencing 電話会議契約の種別
- (2) 会議 ID の数
- (3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

### (Arcstar Conferencing 電話会議契約申込みの承諾)

第10条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) Arcstar Conferencing 電話会議サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みをした者が、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みをした者が、第20条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当し、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用を停止されている、又は Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
  - (5) その他当社の Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

### **(その他の契約内容の変更)**

第 11 条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者から請求があったときは、第 9 条 (Arcstar Conferencing 電話会議契約申込の方法) 第 3 号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第 10 条 (Arcstar Conferencing 電話会議契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

### **(会議 ID の一時休止)**

第 11 条の 2 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者から請求があったときは、会議 ID の一時休止 (その会議 ID について他に転用すること及びその会議 ID に係るデータを削除することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 前項に規定する会議 ID の一時休止については、1 年を限度として行います。この場合において、会議 ID の一時休止を開始した日から 1 年を経過した場合 (その会議 ID の一時休止の解除があったときを除きます。)、会議 ID の一時休止を開始した日から 1 年後の日において、その会議 ID について廃止の請求があったものとして取り扱います。

### **(Arcstar Conferencing 電話会議契約に基づく権利の譲渡)**

第 12 条 Arcstar Conferencing 電話会議利用権 (Arcstar Conferencing 電話会議契約者が Arcstar Conferencing 電話会議契約に基づいて Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。) の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

ただし、期間限定 Arcstar Conferencing 電話会議契約者が期間限定 Arcstar Conferencing 電話会議契約に基づいて期間限定 Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 Arcstar Conferencing 電話会議利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により Arcstar Conferencing 電話会議利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) Arcstar Conferencing 電話会議サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みをした者が、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みをした者が、第 19 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用を停止されている、又は Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

(5) その他当社の Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 Arcstar Conferencing 電話会議利用権の譲渡があったときは、譲受人は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

### **(Arcstar Conferencing 電話会議契約者が行う Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除)**

第 13 条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者が Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 Arcstar Conferencing 電話会議サービス取扱所に書面により通知していただきます。

### **(当社が行う Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除)**

第 14 条 当社は、第 19 条（利用停止）の規定により Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用を停止された Arcstar Conferencing 電話会議契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。

2 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者が第 19 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用停止をしないでその Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。

3 当社は、連続する 12 の料金月の各料金月のいずれにおいても、料金表第 1 表（料金）に規定する料金を適用するものがないとき及び発信若しくは着信の呼がないときは、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。

4 当社は、前 3 項の規定により、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除しようとするときは、あらかじめ Arcstar Conferencing 電話会議契約者にそのことを通知します。

5 前項までに規定するほか、当社は、その Arcstar Conferencing 電話会議契約に係る会議 ID の全てが廃止されたことを当社が知ったときは、その Arcstar 電話会議契約を解除することがあります。

#### **（Arcstar Conferencing 電話会議契約に係るその他の提供条件）**

第 15 条 Arcstar Conferencing 電話会議契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

### **第 4 章 付加機能**

#### **（付加機能の提供）**

第 16 条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) 付加機能の提供を請求した Arcstar Conferencing 電話会議契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 付加機能の提供を請求した Arcstar Conferencing 電話会議契約者が、第 19 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用を停止されている、又は Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 付加機能の提供を請求した Arcstar Conferencing 電話会議契約者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

(5) その他当社の Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

2 当社は、料金表第 1 表に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

#### **（付加機能の廃止）**

第 17 条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

(1) Arcstar Conferencing 電話会議契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。

(2) その付加機能の提供を受けている Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除があったとき。

### **第 5 章 利用中止等**



### (利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、その Arcstar Conferencing 電話会議サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第6条（Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供区間等）の規定により、サービス接続点の所在場所等を変更するとき。
- (3) 第20条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により Arcstar Conferencing 電話会議サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、あらかじめ1か月前にそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第19条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その Arcstar Conferencing 電話会議サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった Arcstar Conferencing 電話会議サービスの料金用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その Arcstar Conferencing 電話会議サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、この約款の規定に反する行為であって、Arcstar Conferencing 電話会議サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を Arcstar Conferencing 電話会議契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第6章 通信

### (通信利用の制限等)

第20条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記6の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

2 Arcstar Conferencing 電話会議契約者が行う通信は、次の場合には、相手先に着信または相手先から着信しないことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうしたとき。
- (2) その通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなる時。
- (3) 当社又は協定事業者の契約約款及び料金表の規定により、その通信の着信が制限される時。

3 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約者が Arcstar Conferencing 電話会議サービス網の利用に係るアクセスポイントに接続した場合において一定時間通信を行わないときは、その接続を切断することがあります。

4 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービス（これに附帯するサービスを含みます。）の全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

#### (回線による制約)

第 21 条 契約者は、当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、電気通信サービスを使用することができない場合においては、Arcstar Conferencing 電話会議サービスを利用することができない場合があります。その場合において Arcstar Conferencing 電話会議契約者が Arcstar Conferencing 電話会議サービスを利用している場合、その Arcstar Conferencing 電話会議サービスの通信が切断される事があります。

#### (料金適用上必要な事項の測定等)

第 22 条 次に掲げる接続時間(以下「接続通信時間」といいます。)の測定等については、料金表第 1 表 (料金) に定めるところによります。

- (1) Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る接続時間
- (2) 利用者を出し接続する場合の通話に伴う接続時間
- (3) フリーダイヤルアクセスポイントへの接続時間
- (4) 会議録音・録画機能利用時の接続時間

## 第7章 料金等

### (料金)

第23条 当社が提供する Arcstar Conferencing 電話会議サービスの料金は、料金表第1表（料金）に規定する利用料金、通話料金及び手続きに関する料金とし、利用料金及び通話料金は、当社が提供する Arcstar Conferencing 電話会議サービスの態様に応じて適用します。

### (利用料金の支払義務)

第24条 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、その Arcstar Conferencing 電話会議契約に基づいて Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から起算して、Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除があった日（付加機能については、その廃止のあった日）を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、Arcstar Conferencing 電話会議サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、次の場合を除き、Arcstar Conferencing 電話会議サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要しません。

区 別	支払いを要しない料金
1 Arcstar Conferencing 電話会議契約者の責めによらない理由により、その Arcstar Conferencing 電話会議サービスを全く利用できない状態（その Arcstar Conferencing 電話会議契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその Arcstar Conferencing 電話会議サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその Arcstar Conferencing 電話会議サービス	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間

を全く利用できない状態が生じたとき。	に対応するその Arcstar Conferencing 電話会議サービスについての料金
3 会議 ID の一時休止をしたとき（会議 ID の一時休止を行った日と一時休止の解除を行った日が同一の料金月に属する場合を除きます。）	会議 ID の一時休止を行った日から会議 ID の一時休止の解除を行った日を含む料金月の初日の前日までの期間に対応するその会議 ID に係る月額料金（第 1 表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））第 1（利用料金）1-2（基本料金）及び 1-4（付加機能利用料）に規定するものに限ります。）

- 3 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、料金表第 1 表の規定に基づいて算定した利用料金（料金表第 1 表に規定する加算額（会議利用料）に限ります。以下次項までにおいて同じとします。）の支払いを要します。
- 4 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、利用料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することが出来なかった場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、Arcstar Conferencing 電話会議契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### （通話料金の支払義務）

- 第 25 条 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、その Arcstar Conferencing 電話会議契約に基づいて行った通信又は電気通信回線から行った通信（その Arcstar Conferencing 電話会議契約に係る Arcstar Conferencing 電話会議サービスへの着信に限ります。以下「着信課金通信」といいます。）について、当社が測定した接続通信時間（その利用に係る Arcstar Conferencing 電話会議契約者以外の者が行ったものを含みます。）と料金表の規定とに基づいて算定した通話料金の支払いを要します。
- 2 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、通話料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第 1 表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別に事情があるときは、Arcstar Conferencing 電話会議契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

#### （手続きに関する料金の支払義務）

- 第 26 条 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

#### （料金の計算方法等）

- 第 27 条 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### （割増金）

- 第 28 条 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する

額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### (延滞利息)

第 29 条 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までに日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

### 第 8 章 保守

#### (契約者の切分責任)

第 30 条 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、Arcstar Conferencing 電話会議契約者から請求があったときは、当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービス取扱所において試験を行い、その結果を Arcstar Conferencing 電話会議契約者にお知らせします。

#### (修理又は復旧の順位)

第 31 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 20 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの  災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの  防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記 6 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの  預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの

	国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社又は特定協定事業者の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線若しくは加入者回線を収容する交換設備等を変更することがあります。

## 第9章 損害賠償

### (責任の制限)

第32条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その Arcstar Conferencing 電話会議サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。また、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。）より外国側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。以下本条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その Arcstar Conferencing 電話会議契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款等に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る次の料金（本項第1号の場合は、料金月の日数は30日として計算します。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金（次号に規定する料金を除きます。）

(2) 料金表第1表に規定する利用料金の加算額（会議利用料）及び通話料金（Arcstar Conferencing 電話会議サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均利用料金又は平均通話料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(注) 本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、Arcstar Conferencing 電話会議サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

### (免責)

第33条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術的条件の規定の変更（Arcstar Conferencing 電話会議サービス取扱所に設置する交換等設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要

する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第10章 データ等の取り扱い

### (データ等の取り扱い)

第34条 第32条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合には、これにより Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

### (データの利用)

第35条 当社は当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は Arcstar Conferencing 電話会議サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。

### (データ等の削除)

第36条 第34条(データ等の取り扱い)に規定するほか、当社は、第13条(Arcstar Conferencing 電話会議契約者が行う Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除)又は第14条(当社が行う Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除)の Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

## 第11章 雑則

### (承諾の限界)

第36条の2 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等 Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

### (サービスの廃止)

第36条の3 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による Arcstar Conferencing 電話会議サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その Arcstar Conferencing 電話会議サービスの全部又は一部に係る契約は解除します。
- 3 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの全部又は一部の廃止に伴い、Arcstar Conferencing 電話会議契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定により Arcstar Conferencing 電話会議サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ Arcstar Conferencing 電話会議契約者に通知し

ます。

#### (利用に係る契約者の義務)

第 37 条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (2) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。
  - (3) 利用料金の支払いを不当に免れる態様で、会議 I D 数等の変更を行わないこと
- 2 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を Arcstar Conferencing 電話会議契約者に負担していただきます。
- 3 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、当社から割り当てられた契約者識別符号（暗証符号を含みます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。
- 4 Arcstar Conferencing 電話会議契約者が前項の規定に反し、Arcstar Conferencing 電話会議サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に著しい仕様を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断をした場合、当社は契約者識別符号等の変更等必要な措置をとる場合があります。
- 5 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を Arcstar Conferencing 電話会議契約者に通知します。  
ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### (個人情報の取り扱い)

第 38 条 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記 4 及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

#### (附帯サービス)

第 39 条 Arcstar Conferencing 電話会議サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 5 に定めるところによります。

#### (特約)

第 40 条 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

#### (契約者に対する通知)

第 41 条 Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 当社の Web サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。
- (2) Arcstar Conferencing 電話会議契約者が Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みの際又はその後当社に届け出た Arcstar Conferencing 電話会議契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は F A X 番号宛に F A X を送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。
- (3) Arcstar Conferencing 電話会議契約者が Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みの際又はその後当社に届け出た Arcstar Conferencing 電話会議契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議



契約者に対する通知が完了したものとします。

- (4) 当社がArcstar Conferencing 電話会議契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。

## 別記

### 1 Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間においてArcstar Conferencing 電話会議サービスを提供します。

- (1)相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合があります。）
- (2)相互接続点と外国との間

### 2 Arcstar Conferencing 電話会議契約者の地位の承継

- (1)第13条（Arcstar Conferencing 電話会議契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割によりArcstar Conferencing 電話会議契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてArcstar Conferencing 電話会議サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2)(1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3)当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 Arcstar Conferencing 電話会議契約者の氏名等の変更の届出

- (1)Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他Arcstar Conferencing 電話会議契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにArcstar Conferencing 電話会議サービス取扱所に届け出て頂きます。
- (2)(1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3)前項に規定する変更の届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

### 4 個人情報の開示

- (1)当社は、当社が保有している個人情報について、Arcstar Conferencing 電話会議契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2)Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定める手数料の支払いを要します。

### 5 支払証明書の発行

- (1)当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者から請求があったときは、その Arcstar Conferencing 電話会議サービス及び付帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2)Arcstar Conferencing 電話会議契約者は(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第2表（付帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

6 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	<p>次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社</p> <p>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。</p> <p>(2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。</p>
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

### 通則

(通信に関する料金の設定)

- 1 通信に関する料金は、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、協定事業者の契約約款等に規定するところによりその協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者がその Arcstar Conferencing 電話会議契約に基づき支払う料金は、料金月に従って計算します。

- 3 当社は、次の場合が生じたときを除いて、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）については、日割しません。

(1) 第24条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規定に該当するとき

(2) 通則6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

- 4 3の規定による月額料金の日割は料金月により行います。この場合、第24条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

- 5 料金のうち利用料金（加算額（会議利用料）に係るものに限ります。）及び通話料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめArcstar Conferencing 電話会議契約者の承諾を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月についてはそれぞれ概算とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

- 6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、料金について当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 9 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、Arcstar Conferencing 電話会議契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 11 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金について、Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 13 第24条（利用料金の支払義務）から第26条（手続きに関する料金の支払義務）までの規定そ

の他この約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1-1 適用

区分	内容
(1) 利用料金の適用	Arcstar Conferencing 電話会議サービス網の利用料金は、次の料金を合算して適用します。 ア 基本料金 イ 加算額（会議利用料） ウ 付加機能利用料 エ 通話料金 オ 海外ローカルアクセスポイント利用料金
(2) 基本料金および付加機能利用料の適用	基本料金および付加機能利用料は、1-2（基本料金）および 1-4（付加機能利用料）に規定する額に料金月初日の会議ID数を乗じて得た額を適用します。
(3) 接続通信時間の測定等	ア 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る通信の接続通信時間を測定します。 イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。
(4) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通話料金の取扱い	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合のダイヤルアウト通信料は次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通話料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話料金のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(5) 継続利用期間に係る基本料金の適用	<p>ア 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者の Arcstar Conferencing 電話会議サービスの提供を開始した日の翌料金月の初日から起算して次表に定める期間を経過したときの基本料金については、その経過期間に応じて1-2（基本料金）の額に同表に規定する割合を乗じて得た額を減額して適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>割引率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年を超えて2年間までの期間</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2年を超えて3年間までの期間</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>3年を超えて4年間までの期間</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>4年を超えて5年間までの期間</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>5年を超える期間</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アに規定する経過期間には、利用停止があった期間を含むものとします。</p>	経過期間	割引率 (%)	1年を超えて2年間までの期間	10%	2年を超えて3年間までの期間	20%	3年を超えて4年間までの期間	30%	4年を超えて5年間までの期間	40%	5年を超える期間	50%
	経過期間	割引率 (%)											
1年を超えて2年間までの期間	10%												
2年を超えて3年間までの期間	20%												
3年を超えて4年間までの期間	30%												
4年を超えて5年間までの期間	40%												
5年を超える期間	50%												
(6) ボリューム割引の適用	<p>ア 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者からのあらかじめの申出があった場合には、1料金月あたりの電話会議総利用分数（電話会議参加者すべての延べ分数をいいます。ただし、随時型サービス（期間限定契約）は除きます。）に応じて、従量制タイプの利用料を割り引きます。</p> <p>ただし、利用分数が500分未満の場合は、2,500円（2,750円）のボリューム割引基本料を適用します（定額制タイプ利用の場合を除きます。）。また、本割引は、1契約単位内のすべての会議IDで、利用分数の合算を行いません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>割引率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000分までの部分</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1,000分超10,000分までの部分</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>10,000分超の部分</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ボリューム割引の申込みについてはあらかじめ1料金月の初日を指定して行うものとし、ボリューム割引基本料は割引適用開始月からボリューム割引廃止月までの期間において支払いを要します。</p>	区分	割引率	1,000分までの部分	20%	1,000分超10,000分までの部分	30%	10,000分超の部分	40%				
区分	割引率												
1,000分までの部分	20%												
1,000分超10,000分までの部分	30%												
10,000分超の部分	40%												

#### 1-2 基本料金

区 分		単 位	料 金 (円)
随時型サービス	Arcstar Conferencing 電話会議契約	1 会議 ID ごとに月額	500 円 (550 円)
	期間限定Arcstar Conferencing 電話会議契約	1 会議 ID ごとに	250 円 (275 円)
備考			
1 期間限定 Arcstar Conferencing 電話会議契約の提供期間は 14 日とします。			
2 Arcstar Conferencing 電話会議契約者は、Android 又は iOS 端末から Arcstar Conferencing 電話会議サービスを利用する場合、当社のモバイルアプリ（Android 又は iOS）を利用する必要があります。この場合において、モバイルアプリ（Android 又は iOS）の提供条件についてはこの約款のほか、当社の Arcstar Audio Conferencing			

モバイルアプリケーション使用許諾に関する利用規約 (Android) 又は Arcstar Audio Conferencing モバイルアプリケーション使用許諾に関する利用規約 (iOS) に定めるところによります。

### 1-3 加算額 (会議利用料)

#### 1-3-1 従量制タイプ

サービス種別	単位	料金 (円)
随時型サービス	1 参加者当たり 1 分につき	25 円 (27.5 円)

#### 1-3-2 定額制タイプ

プラン	電話会議総利用分数	月額利用料金 (円)
A	2,000 分まで	34,000 円 (37,400 円)
B	10,000 分まで	165,000 円 (181,500 円)
C	30,000 分まで	450,000 円 (495,000 円)

#### 備考

- Arcstar Conferencing 電話会議契約者は本表の (従量制タイプ及び定額制タイプ) プランの中から事前を選択することができます。
- 定額制タイプについては、1 料金月あたりの電話会議総利用分数 (電話会議参加者すべての延べ分数をいいます。この場合、随時型サービス (期間限定契約) は除きます。) が規定分数を超えた場合には、その越えた分数については従量制タイプの料金とします。(ボリューム割引との併用も可能とし、その場合は定額部分の電話会議総利用分数も割引率計算のための時間数に含みます。)
- 電話会議総利用分数の計算は、1 契約単位内のすべての会議 ID で合算します。
- 1 料金月のご利用額が通常の通話料金の適用に比べて減少しなかった場合でも、月額利用料の減額または、翌料金月以降への繰り越しはしません。
- 定額制タイプの申込みについてはあらかじめ 1 料金月の初日を指定して行うものとし、月額利用料金は適用開始月から廃止月までの期間において支払いを要します。

### 1-4 付加機能利用料

区分	単位	料金額 (月額)
簡易Web機能	Webを用いて資料を共有する機能 1 会議IDごとに	7,000 円 (7,700 円)
ユーザ管理機能	—	—



会議ID変更機能	Arcstar Conferencing電話会議サービス契約者が会議IDを変更することを可能とする機能	—	—
参加者個別確認 会議機能	Arcstar Conferencing電話会議サービス契約者があらかじめ当社が指定する認証符号を利用することにより、Arcstar Conferencing電話会議サービスを利用できる者を、その認証符号を割り当てられた者に限ることを可能とする機能	同時に開催できる会議の数 1 ごとに	500円 (550円)
備考			
<p>1 簡易 Web 機能において共有された情報は、当社の設備に保存されます。</p> <p>2 当社は、簡易 Web 機能が Arcstar Conferencing 電話会議契約者の期待どおりの品質を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動又はデータに誤りが無いことを保証するものではありません。</p> <p>3 当社は、当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないときは、簡易 Web 機能により現に保存されている情報等を消去することがあります。</p>			

1-5 通話料金

1-5-1 (Arcstar Conferencing 電話会議サービス網から呼び出す場合の通話料金)

ア 日本国内

区分	料金 (円)
日本国内固定電話及び IP 電話	8 円/3 分 (8.8 円)
日本国内携帯電話及び PHS	18 円/分 (19.8 円)
<p>備考</p> <p>1 当社は IP 電話の呼び出し先が、IP 通信網サービス契約約款 別冊 (シェアード IP-PBX サービス) に規定するダイヤルアウトの発信先に準じて通話料金を適用します。</p> <p>2 当社が別に定めるサービス又は電気通信番号へは通信をすることはできません。</p> <p>(注) 本欄 2 に規定する当社が別に定めるサービス又は電気通信番号は、次に掲げるものとします。</p> <p>104 : 番号案内  106 : コレクトコール  108 : 自動コレクト  110 : 警察通報  113 : 故障受付  115 : 電報受付  116 : NTT 東/西日本営業窓口  117 : 時報  118 : 海難緊急通報  119 : 消防通報  121 : 自動クレジット  125 : 電話会議  134 : ダイヤル Q2 パスワード  136 : ナンバーアナウンス  141 : でんわばん  142 : ボイスワープ (自動着信転送)  143 : ファクシミリ網 (サービス認識用)  144 : 迷惑電話おことわり  145 : 高度コールウエイティング  146 : メッセージあり通知  147 : なりわけ  148 : 番号通知お願い機能  161 : ファクシミリ網 (一般接続用)  162 : ファクシミリ網 (付加サービス)  166 : ビデオテックス網</p>	

171：災害用伝言ダイヤルサービス  
 177：天気予報  
 市外局番+177：他地域天気予報  
 184：発信電話番号表示拒否  
 186：発信電話番号表示送出  
 0120：フリーダイヤル  
 0180：テレドーム・テレゴンゴ  
 0190：番号案内直接検索  
 0570：ナビダイヤル  
 0990：ダイヤル Q2  
 #XXX：シャープダイヤル

イ 日本国外

国/地域	料金 (円)
	1分ごとに
アイスランド共和国	70
アイルランド	20
アゼルバイジャン共和国	70
アセンション島	221
アゾレス諸島	35
アフガニスタン・イスラム共和国	160
アメリカ合衆国 (グアム、サイパンを除きます)	9
アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80

インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エスワティニ王国	45
エチオピア連邦民主共和国	150
エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア連邦	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
ガイアナ協同共和国	130
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
ギニアビサウ共和国	217
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155

キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
グァンタナモ	96
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	40
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
グレナダ	108
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75
コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	40
コスタリカ共和国	35
コソボ共和国	120
コモロ連合	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
ジャマイカ	75
ジョージア	101
シリア・アラブ共和国	110

シンガポール共和国	30
シント・マールテン島	70
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
セイシェル共和国	239
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セルビア共和国	120
セントクリストファー・ネイビス	100
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	80
セントヘレナ島	188
セントルシア	104
ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タークスおよびカイコス諸島	106
タイ王国	45
大韓民国	30
大リビア・アラブ社会主義人民ジャマーヒリーヤ国	70
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中央アフリカ共和国	175
中華人民共和国	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129

チリ共和国	35
ツバル	120
ディエゴ・ガルシア	131
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
ドミニカ国	108
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
南極(ケーシー基地)	211
ニウエ	240
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン王国	80
ハイチ共和国	75
パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア独立国	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100

パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
パレスチナ	30
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール民主共和国	126
フィジー諸島共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	235
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ・ボリバル共和国	50
ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75



ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マデイラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
南スーダン共和国	125
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディヴ共和国	105
モルドバ共	180
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
モンセラット	112
モンテネグロ共和国	120
ヨルダン・ハシミテ王国	110
ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リヒテンシュタイン公国	30

リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
インマルサットF	209
インマルサットF (HSD)	700
インマルサットBGAN/FB/SB	209
インマルサットBGAN/FB/SB (HSD)	700
イリジウム衛星携帯電話	250
スラーヤ衛星携帯電話	175

## 1-5-2 (フリーダイヤルアクセス時の通話料金)

単位	料金
日本国内固定電話	15 円/分 (16.5 円)
日本国内携帯電話・PHS	60 円/分 (66 円)
アイスランド共和国	100 円/分
アイルランド	59 円/分
アメリカ合衆国 (ハワイ、グアム、サイパンを除きます)	19 円/分
アラブ首長国連邦	105 円/分
アルゼンチン共和国	97 円/分
イスラエル国	77 円/分
イタリア共和国	49 円/分
インド	110 円/分
インドネシア共和国	80 円/分
ウクライナ	64 円/分
ウルグアイ東方共和国	90 円/分
オーストラリア連邦	36 円/分
オーストリア共和国	59 円/分
オランダ王国	49 円/分
カナダ	31 円/分
キプロス共和国	65 円/分
ギリシャ共和国	65 円/分
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	32 円/分
クロアチア共和国	55 円/分
コロンビア共和国	97 円/分
サウジアラビア王国	105 円/分
シンガポール共和国	52 円/分
スイス連邦	49 円/分
スウェーデン王国	49 円/分
スペイン	49 円/分
スリランカ民主社会主義共和国	186 円/分
タイ王国	84 円/分
大韓民国	45 円/分
台湾	54 円/分
チェコ共和国	73 円/分
チリ共和国	65 円/分
中華人民共和国	59 円/分
デンマーク王国	59 円/分
ドイツ連邦共和国	34 円/分
トルコ共和国	64 円/分
ニュージーランド	42 円/分
ノルウェー王国	59 円/分
ハワイ	24 円/分
ハンガリー共和国	55 円/分
フィリピン共和国	70 円/分

フィンランド共和国	59 円/分
ブラジル連邦共和国	75 円/分
フランス共和国	34 円/分
ブルガリア共和国	88 円/分
ベトナム社会主義共和国	115 円/分
ベネズエラ・ボリバル共和国	97 円/分
ペルー共和国	85 円/分
ベルギー王国	49 円/分
ポーランド共和国	64 円/分
ポルトガル共和国	85 円/分
香港	45 円/分
マレーシア	56 円/分
南アフリカ共和国	105 円/分
メキシコ合衆国	65 円/分
モナコ公国	49 円/分
ラトビア共和国	88 円/分
リトアニア共和国	88 円/分
ルーマニア	88 円/分
ルクセンブルク大公国	49 円/分
ロシア連邦	88 円/分

#### 1-6 海外ローカルアクセスポイント利用料金

単位		料金
海外ローカルアクセスポイント利用時の利用料金	アイルランド	15 円/分
	アメリカ合衆国	15 円/分
	イタリア共和国	15 円/分
	インド	15 円/分
	オーストラリア連邦	15 円/分
	オランダ王国	15 円/分
	カナダ	15 円/分
	ギリシャ共和国	15 円/分
	グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	15 円/分
	シンガポール共和国	15 円/分
	スイス連邦	15 円/分
	スウェーデン王国	15 円/分
	スペイン	15 円/分
	スロバキア共和国	15 円/分
	大韓民国	15 円/分
	台湾	15 円/分
	チェコ共和国	15 円/分
	中華人民共和国	30 円/分
ドイツ連邦共和国	15 円/分	
ニュージーランド	15 円/分	
ノルウェー王国	15 円/分	

	ハンガリー	15 円/分
	フィンランド共和国	15 円/分
	ブラジル連邦共和国	15 円/分
	フランス共和国	15 円/分
	ベトナム社会主義共和国	15 円/分
	ベルギー王国	15 円/分
	ポーランド共和国	15 円/分
	香港	15 円/分
	マレーシア	15 円/分
	ルーマニア	15 円/分
	ルクセンブルク大公国	15 円/分
	ロシア連邦	15 円/分

(注) この料金は契約者負担となります。海外ローカルアクセスポイントへの通話料金については海外ローカルアクセスポイントの利用者（発信者）の負担となります。

#### 1-7 削除

#### 1-8 会議録音・再生サービス

##### 1-8-1 録音料金

録音装置に接続するための1参加者分の利用料（定額制タイプ利用時には、その分数を会議総利用分数に加えます）、および次の料金の合計額とします。

区 分	料金（円）
60分まで	2,000円（2,200円）
120分まで	3,000円（3,300円）
180分まで	4,000円（4,400円）
以降60分ごとに	1,000円加算（1,100円）

##### 1-8-2 再生料金

録音装置に接続するための1参加者の利用料金（定額制タイプ利用時には、その分数を会議総利用分数に加えます）。フリーダイヤルアクセスの場合には、さらにフリーダイヤルアクセス時の通話料が加算されます。

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容				
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。				
	<table border="1"><thead><tr><th>種 別</th><th>内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td>譲渡承認手数料</td><td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td></tr></tbody></table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金
	種 別	内 容			
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金				

### 2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円(880円)

第2表 附帯サービスに関する料金

支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円(440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

附 則（平成 26 年 6 月 9 日 VV サ第 400111 号）

（実施期日）

1 この約款は、平成 26 年 6 月 9 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の I P カンファレンスサービス約款の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

I P カンファレンスサービス契約約款 Arcstar Audio Conferencing（電話会議）に係る加入契約	Arcstar Conferencing 電話会議サービス契約約款 Arcstar Conferencing 電話会議契約
--	--

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成26年 9 月 25 日 VV サ第400361号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成26年10月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年 3 月 31 日 VV サ第400868号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成27年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年 4 月 9 日 VV サ第400883号）

この改正規定は、平成27年 4 月 10 日から実施します。

ただし、付加機能（ユーザ管理機能に限ります。）に係る部分については、平成27年 4 月 20 日から実施します。

附 則（平成27年5月28日 VV サ第500104号）

この改正規定は、平成27年5月29日から実施します。

附 則（平成27年 6 月 18 日 V V サ第500173号）

（実施期日）

1 削除

2 削除

3 削除



#### 4 削除

附 則（平成27年6月18日 V Vサ第500171号）  
この改正規定は、平成27年7月1日から実施します。

附 則（平成27年6月18日 V Vサ第500173号）  
この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

附 則（平成28年3月16日 V Vサ第00019821号）  
この改正規定は、平成28年3月18日から実施します。

附 則（平成28年4月25日 V Vサ第00032375号）  
この改正規定は、平成28年4月27日から実施します。

附 則（平成28年12月22日 V Vサ第00127035号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成28年12月31日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成29年8月3日 V Vサ第00224390号）  
この改正規定は、平成29年8月7日から実施します。

附 則（平成30年3月22日 V Vサ第00319949号）  
この改正規定は、平成30年4月2日から実施します。

附 則（平成30年9月13日 V Vサ第00390238号）  
この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

s

附 則（令和元年9月24日 V Vサ第00546372号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和2年3月26日 V Vサ第00627078号）  
この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、第14条（当社が行うArestar Conferencing 電話会議契約の解除）第3項、第36条の3（サービスの廃止）及び第41条（契約者に対する通知）については、令和2年5月1日から実施します。